

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるとき
は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)
土地改良区の役員の退任 (二件) (〃)
- 土地収用法による事業の認定 (二件) (管理課)
車両制限令に基づく道路の指定 (道路課)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 鳥取県指定保護文化財の指定 (文化課)

告 示

鳥取県告示第百六号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	氏名	住所
〃	中村 卓朗	西伯郡会見町高姫七三四
〃	齊 鹿 哲夫	西伯郡会見町浅井四五五
〃	三 鴨 秀利	西伯郡会見町天萬一二三四
〃	山 本 泰郎	西伯郡会見町天萬九四六一五
〃	古 木 栄次郎	西伯郡会見町三崎一一四一四
〃	内 田 茂	西伯郡会見町寿内三六六
〃	加 藤 正巳	西伯郡会見町宮前三六八
〃	新 井 鹿藏	西伯郡会見町宮前二〇四
〃	小 林 弘明	西伯郡会見町田住四三二
〃	岩 田 新	西伯郡会見町諸木六二
〃	盤 指 敏詮	西伯郡会見町御内谷九八七
〃	頼 田 良二朗	西伯郡会見町金田五一四一一
〃	大 江 文彌	西伯郡会見町市山三六一
〃	赤 井 竹章	西伯郡会見町朝金七五二
〃	長 谷 川 正吉	米子市青木五八六
〃	田 子 良雄	米子市上安曇三六一
〃	鷺 見 襄二	米子市大袋三七二
〃	宮 倉 暹	西伯郡西伯町大字境六四七一
〃	田 子 兵衛門	西伯郡西伯町大字境二四九
〃	佐 伯 豊重	西伯郡西伯町大字福成一〇三三
監 事	宮 倉 文治	西伯郡西伯町大字境九四九
〃	岩 田 豊	西伯郡会見町諸木三〇七
〃	赤 井 進	西伯郡会見町井上六八三
〃	香 田 賢二	米子市下安曇一八七

平成十年一月二十六日退任

就任した役員の指名及び住所

理事	齊 鹿 哲 夫	西伯郡会見町浅井四五五
〃	宇田川 雄 蔵	西伯郡会見町天萬一〇二四一
〃	都 田 三 郎	西伯郡会見町天萬七一五
〃	森 本 哲	西伯郡会見町三崎二六
〃	内 田 茂	西伯郡会見町寿内三六六
〃	小 谷 肇	西伯郡会見町天萬五一四
〃	加藤 正 巳	西伯郡会見町宮前三六八
〃	小 林 弘 明	西伯郡会見町田住四三二
〃	岩 田 新	西伯郡会見町諸木六一
〃	中 村 一 博	西伯郡会見町高姫七三四
〃	盤 指 敏 詮	西伯郡会見町御内谷九八七
〃	高 岡 重 延	西伯郡会見町金田二五八
〃	吉 村 得 敬	西伯郡会見町市山一一五六一四
〃	赤 井 竹 章	西伯郡会見町朝金七五二
〃	長谷川 正 吉	米子市青木五八六
〃	田 子 良 雄	米子市上安曇三六一
〃	鷲 見 襄 二	米子市大袋三七二
〃	宮 倉 暹	西伯郡西伯町大字境六四七一
〃	田 子 兵 衛 門	西伯郡西伯町大字境二四九
〃	佐 伯 豊 重	西伯郡西伯町大字福成一〇三
監 事	宮 倉 文 治	西伯郡西伯町大字境九九九
〃	岩 田 豊	西伯郡会見町諸木三〇七
〃	赤 井 進	西伯郡会見町井上六八三
〃	香 田 賢 二	米子市下安曇一八七

平成十年一月二十七日就任

任期四年

鳥取県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉 田 達 男 岩美郡岩美町大字太田一六九

平成十年一月十六日退任

鳥取県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 宅 野 禪 彦 西伯郡西伯町大字阿賀四八六一六

平成十年一月二十八日退任

鳥取県告示第百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

国府町総合福祉施設(仮称) 建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岩美郡国府町大字糸谷字下鯛カケ及び字竹ヶ鼻地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋三〇五―一

国府町役場

鳥取県告示第百十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

淀江町

二 事業の種類

町営佐陀墓園整備事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡淀江町大字佐陀字沖新田及び字灘浜地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡淀江町大字西原一二二九―一
淀江町役場

鳥取県告示第百十一号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定により告示する。

平成十年二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	四三一号	境港市昭和町一―一二地先から米子市赤井手字菰池八二六―一地先まで	平成十年四月一日
県道	鳥取港線	鳥取市賀露町字中瀬ノ式七七〇―一地先から同市南隈字曾崎一五六―一地先まで	〃
〃	鳥取空港布勢線	鳥取市湖山町西四丁目一〇地先から同市湖山町西四丁目一〇三地先まで	〃

〃	〃	〃
原線 西三柳西福	境外港線	淀江インタ ー線
一地从先まで から同市西福原字西原新町道西三九九一	境港市昭和町三地从先から同市上道町二 一九一―五地从先まで	西伯郡大山町安原字朝引七五二―二地 先から同郡淀江町大字今津字岸ノ前一 四四―一地从先まで
〃	〃	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

平成十年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年二月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成十年二月二十四日(火) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 議題
 - (1) 平成十年度明るい選挙推進運動要領等について
 - (2) 公職選挙法施行令等の一部改正について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

彫刻・絵画の部

名 称	員 数	所有者	所有者の住所	所在の場所
三十六歌仙額	三十六面	樽谿神社	鳥取市上町八七	鳥取市上町八七